

古代末期の「村」と在地領主制：香取社領と千葉氏を中心に

村川, 幸三郎 / MURAKAWA, Kôzaburô

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

19

(開始ページ / Start Page)

19

(終了ページ / End Page)

39

(発行年 / Year)

1967-01-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011770>

古代末期の「村」と在地領主制

——香取社領と千葉氏を中心に——

村 川 幸 三 郎

はじめに

在地領主制の形成過程を追及する研究視角は種々あるが、「古代が都市およびその小領域から出発したとすれば、中世は農村から出発した」といわれるように、基本的には、それは古代王朝國家の崩壊を前提にしたところの在地における生産関係Ⅱ階級関係の展開を検討することになる。すなわち古代における内在的階級関係の展開がどのようにして古代王朝國家の権力にとって代るかという基本的視角である。そしてそれは、より具体的には、私的所有関係が領主対農民という階級対立と矛盾の中でどのように貫かれていくかということでもある。

さて、右の基本的視角からすると、すでに諸先学が明らかにされているように、一つには在地土豪層の私富・私財の問題が不可欠の課題としてうかがわなければならない。すなわち在地土豪層の営田能力を支える私富と、「所職」で保証せられ家産化した私財とは

どのようなものとして保持されていたのか、またどのようにして発展するのかということである。小稿では、それらについて全面的に展開することはできないので、在地領主層がいわゆる「相伝の私領」として有するその経営地の生成・発展を中心的に扱い、右の課題に接近することを意図としている。

ところで、「相伝の私領」の追及というと、すでに明らかにされている三つの手掛りがある。すなわち、第一に清水三男氏が定式化された「村」(落)⁽³⁾の理解であり、第二に中田薫氏⁽⁴⁾以来の「私領」の性格理解であり、第三には永原慶二氏がしめされた「畠地」の理解がそれである。いまこれらのすぐれた業績にもとづいて東国における在地領主制の形成過程を検討してみたい。就中、考察の対象は、主として下総国香取社領であるが、関連的には千葉氏をも扱うことにする。

註(1)『ドイツ・イデオロギー』(岩波文庫版二九頁)。

(2) 拙稿「古代における内在的階級関係をめぐって」(『歴

法政史学 第十九号

史学研究」二九〇号)。

(3) 清水三男『日本中世の村落』第三章。

(4) 中田薫『法制史論集』第二巻。

(5) 永原慶二『日本封建制成立過程の研究』第二部第五論文。

(6) 香取社領に関する研究論文としてすでに貴重な二、三の成果が発表されている。すなわち左掲すれば、

百瀬今朝雄「下総国における香取氏と千葉氏の対抗」(『歴史学研究』一五三号)。

西岡虎之助「坂東八ヶ国における武士領荘園の発達」(同氏『荘園史の研究』下巻一所収)。

福田豊彦「封建的領主制形成の一過程」(安田元久編『日本封建制成立の諸前提』所収)。

高島緑雄「中世における香取社領の村落」(『地方史研究』一一一〇号)。

木村礎・高島緑雄「香取社領における集落と耕地」(『駿台史学』一三三三号)等である。

一、「村」の性格

香取社領の村は郷ともいわれ、それらは十二郷(村)をもって社領の主体的部分を構成していたらしい。例えば十二世紀半頃では、「所詮当社領十二郷」と呼ばれ、また十四世紀末には、「香取十二ヶ村さんさひの神田畠等、もろもろの名々事」⁽²⁾と記されている如くである。この香取社領の村と郷とは、すでに福田豊彦氏

が指摘されているように、主に郷とは国役賦課の対象として用いられ、村は在地領主が自己の所領を記す場合に用いられることが多く、やがて国役が私領主層を対象として課せられるようになる⁽³⁾と、その相異がみられなくなると考えられる。ところで右にみた香取社領の十二郷(村)とは、どの郷々(村々)をさしているのか必ずしも判然としていない。十二世紀半頃では、弘長元年(一二六一)十一月廿五日附の『葛原牧小野織幡地帳』⁽⁴⁾と弘安元年(一二七八)十月十四日附の『香取神領田数目録』⁽⁵⁾とがあり、前者には高房里・織幡・小野の三ヶ(村)が、後者には丁古・佐原・新部・上相根・大相根・返田・刈馬・鎌山・加符の九ヶ村があり合計すると十二ヶ村となる。また十四世紀末には、応永六年(一三九九)六月五日附の『香取御神領検田取帳』⁽⁶⁾に丁古・佐原・新部・刈馬・鎌山・上相根・返田の七ヶ村がみられ、同年月日附の『香取御神領畠檢注取帳』⁽⁷⁾には丁古・吉原・大畠・相根・新部・津宮・佐原・返田・追野・宮本の十ヶ村が記載されている。つまりこの両帳を合わせると、十四世紀末では丁古・佐原・新部・返田・相根・吉原・大畠・津宮・追野・宮本・刈馬・鎌山の十二ヶ村を数えることができる。そしてこの十四世紀末の十二ヶ村を十二世紀半頃の十二ヶ村と比べると、丁古・佐原・新部・(上大)相根・返田・刈馬・鎌山の七ヶ村は一致するが、残りの村々は一致しないことが明らかになる。勿論別表をみても判るようにこの他にも村々は存在している。

ところで右の村々の不一致はどこに原因があるのだろうか。ごく一般的表現をもってすれば、村の新規設定(改称も含む)お

古代末・中世期における香取社領内の文書上にみる主要な村々

よび併合・廃止等による不一致ということになるが、これでは問題の解決にならないことはいまでもない。むしろ問題は、不一致として現われるような中世の村とは、本質的にどのような性格をもっているのかということであり、その意味では成立期の村とはどのようなものであったかということが考えられねばならない

ということである。

中世の村の性格については、すでに清水三男氏は、「完全な国衙領」と「完全な荘園領主領」とを設定し、その中間にあたる「私領主領」ではその所領を村と呼んだと指摘されている。この指摘は、単なる行政単位とは別個に、中世的世界の中で村を注目した点で傾注しなければならぬであろう。すなわち私領主の所領あるいは在地領主の支配と関連させて村を理解されようとしたことである。

年	代	史料	村名	香大	取畠	二俣	新田	吉原	小野	織幡	加根	相原	佐宮	津返	丁野	追見	小木	福内	房里	高部	新馬	新山	新本	新倉	新原
永享五	(一四三三)	庭薙所役分配状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
応永六	(一三九九)	香取御神領畠檢注取帳			○																				
応永六	(一三九九)	香取御神領畠檢田取帳																							
正慶二	(一三三三)	香取大領麦畠檢注取帳			○																				
嘉元二	(一一三〇四)	大宮司実秀等連署和与状			○																				
正応四	(一二九一)	加符村田数目録																							
弘安一	(一二七八)	香取神領田数目録																							
弘長一	(一二六一)	葛原牧小野織幡地帳																							
寛元一	(一二四三)	鎌倉幕府下知状																							
承元三	(一一〇九)	鎌倉幕府下知状																							
建永二	(一一〇二)	関白家政所下文																							
応保二	(一一六二)	大禰宜実房讓状																							

(注) 高島録雄「中世における香取社領の村落」(「地方史研究」第11巻1号, p.34) 一部加筆修正。

ける主要社領にいま香取社領にお

な村を抽出してみると表の如くである。

香取社領の村の変動についてはすでに福田氏は、正慶二年（一三三三）四月十六日附の『香取大領麦畠檢注帳』⁽⁹⁾にみる七ヶ村と、鎌倉中期頃の「檢田帳」（弘長元年の『葛原牧小野織幡地帳』および弘安元年の『香取神領田数日録』）にみる村々を比較され、「檢田帳」には吉原・大畠・津宮の三ヶ村がみえないが、このうち吉原・大畠の二ヶ村は応保二年（一二二二）六月三日附の『大禰宜実房議状』⁽¹⁰⁾にみえているということから、これらの村の名称区分の変化が弘長から正慶に至る約七〇年間の變動ではないと断定された。また応永六年の「檢田帳」（『香取御神領檢田取帳』）と「檢畠帳」（『香取御神領畠檢注取帳』）とが夫々に同じ区分を用いていること、さらに「ある村には田地ばかりでその近隣の村には田地が少しもない」ということは到底考えられない」という推測のもとに、「村の名称・区分の變動する原因は、『檢田帳』と『檢畠帳』の性格の相異に求める以外にならう」とされ、そこから「これらの『村』は領主の支配・徴納の都合によって、或程度便宜的に併合・区分のされた擬制的村落である」と規定されたのである。また高島緑雄氏は福田氏にしたがいながら、社領内にみる「村」の二類形を見出されている。確かに両氏の指摘にあるように、これらの史料上に現われる村の名称や變動の原因は、「檢田帳」と「檢畠帳」の性格と田畠耕地の把握の仕方の相異からきていることは否定し難いところであるが、しかしながら、そうだといいて平安末期の村と室町中期の村とを混同化して村一般とし、これらの村を「或程度便宜的に併合・区分のなされた擬制的村落

である」と規定することは、はたして有効な規定といえることができるかどうか甚だ疑問をいだかざるをえないのである。福田氏は村の名称が弘長から正慶に至る七〇年間の變動によるものでないことを明らかにするために応保二年の『大禰宜実房議状』を用いたが、応保二年にみえる村とは、大禰宜家伝来の主要な所領耕地たる金丸犬丸両名田内に新たに「立券」を行った部分を含んだ「一、村々名畠坪付 金丸犬丸」という別項記載の畠地の檢注を内容としていたことに注目したい。その意味ではここにもみる村々（香取・大畠・二俣・新家・田太・吉原の六ヶ村は畠地としてはじめて現われた村々である。例えば別項「一、金丸犬丸二名修里坪付」の項の三条には

一 吉原里 廿三千田五段十歩 廿六赤田一段百歩 卅四真広田
二段 同坪圭田三百歩 卅三石井田三段百歩 廿四
里田五段

とあり、同じく

四新家里 十八沢田四段百歩 四千入田二段 九甥田二段二百歩
反六歩 十四北相田二段 廿三苗代田二段 十六次田一

とあって、「吉原里」「新家里」の田地は金丸犬丸両名田の一部を構成していたのであり、「一、村々名畠坪付 金丸犬丸」の項にみる「吉原村」「新家村」は、この「吉原里」「新家里」にある金丸犬丸両名田の散在耕地の間断を畠地となしたために、この畠地を「吉原村」「新家村」と呼んだのである。すなわちここで注意したいのは、田地は「吉原里」「新家里」の如く古代的条里

の「里」をもってしめし、畠地はそれと区別して「吉原村」「新家村」のように「村」をもって当てているということである。だとするとこの場合、「村」は畠地を体現化するものであり、「村」は畠地からはじまるものともいえるであらう。しかもここで留意したいのは、すでに永原慶二氏が辺境在家の成立に関連して明らかにされたように、畠地とはきわめて私有性の強い耕地であったという⁽¹³⁾ことである。したがって畠地を「村」に位置づけて古代の条里の「里」の中に位置づけなかった点よりみると、「村」とは私的領有関係の性格をもったものであるといえよう。このことについてはほば福田氏も認められている通りである。⁽¹⁴⁾しかしそれにもかかわらず氏は、「村」には田地が少しもないということは到底考えられない」とされている。しかし右の意味で「村」が畠地である以上、畠地だけの「村」は当然存在しえたであらう。つまり「吉原里」(田)―「吉原村」(畠)や「新家里」(田)―「新家村」(畠)のように田畠耕地が錯雑している一定地域と、畠地(村)だけの一定地域とがあるのは容易にうなづけるということである。応保二年の『大禰宜実房譲状』の場合でみると、吉原・新家の二ヶ村以外の村々がそれに該当するようである。すなわち右の二ヶ村以外の香取・大畠・二俣・田太の村々は、いずれも金丸犬丸両名田の「里」内にはみあたらない。このことよりみると、これらの村々は伝統的な口分田系田地である「一、金丸犬丸二名修里坪付」以外の地を開墾してできた畠地片であったとみられる如くである。以下これらの村々の個別的考察によって右の主張をさらに補強してみたい。

古代末期の「村」と在地領主制(村川)

まず「大畠村」であるが、この村は嘉元二年(一三〇四)四月廿二日附の『大宮司実秀等連署和号状』⁽¹⁵⁾に現われ、のちの正慶二年の「検畠帳」と応永六年の「検畠帳」および永享五年(一四三三)六月日附の「庭雍所役分配状写」⁽¹⁶⁾にみられる村であって、他の「検田帳」にはみられないのである。したがってここにもみるかぎりこの村は平安末期に畠地として開墾されてより、室町中期頃までは畠地として発展したものとみて間違いないのではなからうか。⁽¹⁷⁾また「二俣村」は、建永二年(一二〇二)十月日附の「関白前左大臣家政所下文写」⁽¹⁸⁾には「田俣村」とあり、承元三年(一二〇九)三月十七日附の『鎌倉幕府下文写』⁽¹⁹⁾では「多俣村」ともいわれている。ともかくこの村は、応保二年の「譲状」では「二俣村五段字派畠」とあるにもかかわらず、その後いずれの「検畠帳」にも現われていない。前述したように「村」が畠地からはじまっているとすると、畠地から出発しているこの村が何故に「検畠帳」にみえないのだろうか。この点については前掲の二通の「下文」が明らかにしてくれる。すなわち一つはこの村が、田地化したことである。建永二年の「下文」の第十ヶ条目に「可同停止押領御燈油田俣村、不進御燈事」とあり、承元三年の「下文」にも「可同進済燈油田多俣村所当事」とあることによつてそれはうなづける。しかしながらここで問題になるのは、同村が以後「検畠帳」のみならず「検田帳」にも現われていないことである。後述するが、このことは本来この村は、大宮司職を継いだ大中臣知房の指導によつて平安末期に開墾されたにもかかわらず、結論的にはこの時点になると香取社に下地支配権がなくなつてきているこ

とによるものであろう。それは二つの「下文」の内容によって理解できることであり、この段階における香取社の「二俣村」に対する関係は、地頭を媒介として単なる燈油新・雑役賦課地としてしかなかったということである。⁽²⁰⁾つまり事実上、当地は地頭平（国分）胤通の支配下に属するようになったがため、以後香取社の「検田帳」にも現われなくなることである。さらに「田太村」についてみれば、この村は「多田村」ともいう。⁽²¹⁾「田太村」は応保二年の「讓状」に「田太村二段^{地下}」と記され、寛元元年（一二四二）九月廿五日附の「鎌倉幕府下知状写」には「於織幡・加符・多田三ヶ村者、至有^{（朝等之方）}」時、四代相伝之所領也、以所當雖勤神役、地本者一^{（向為方）}□□地頭進退也」とあり、織幡・加符両村とともに地頭進退に属している。この村も「検田帳」「検畠帳」に現われなところをみると「二俣村」と同じように理解してよいのではなかろうか。尚、「香取村」については、この村はその名称からして社領の本拠ないしはそのきわめて近い周辺を開墾してできた畠地であって、早くから私領化がみられたのかあるいは不輸不入の地となったのかもしれない。したがって以後の史料には畠地としての「香取村」はみられない。また「新家村」のケースがこの村にあてはまらなかったとも断定はできない。

以上応保二年の『大禰宜実房讓状』の「一、村々名畠坪付 金丸犬丸」の項にみる六ヶ村について考えてきたのであるが、その結果、まずこれらの「村」の成立については、①吉原・新家両村のように名田の所在する古代的条里の内部の荒地を畠地として開墾して生じた「村」。②香取・大畠・二俣・田太村のように名田の

所在する古代的条里とは関係なく、その荒地を畠地として開墾することによって生じた「村」とがあり、③いずれの場合であつても「村」は畠地というきわめて私有性の強い耕地に冠せられたものとして生じているということである。しかも注意されるのは、これらの開墾が必ずしも香取社の直接的な開墾地ばかりではなく、後述するように課役免除の特権を求めて行方在地の中小領主層の開墾があつたということである。またこれらの「村」の変遷については、①新家村のように消えてしまうもの、②大畠村のように畠地としてのみ検注をうけ諸役を伴つて展開するもの、③二俣村のように田地化して発展するもの等が考えられるが、いずれにしてもこれらの変遷は私領主層の動向と無関係ではない。それ故に、まさに「村」とは私領としての私有性の強い畠地をもつてその出発点としており、必ずしも田畠耕地・山林原野を含む一定の広がりをもつ地域としての固定的な村をその成立期において特に指定することができないのである。であれば当時畠地だけの「村」も当然存在しえたであらう。福田氏もいわれるように「田地の表示には条里を用い畠地には村を用いている」という事實は、畠地からなる「村」を否定するどころか、それを肯定することであることはいうまでもない。つまり香取社領における成立期の「村」とは、私領としての性格を強くもつ畠地と不可分にして現われるものであつて、より正確には私有性の強い畠地の地域的呼称として生じたといえよう。私有性の強い畠地を「村」と呼んだということは、その後私的所有関係を意味する在地領主制の発展に伴い、「村」の呼称が田地にも適用されるようになることを

意味し、さらには山林原野をも包含した一定の広がりをもつ地域にも用いられるようになるという必然性を有していたということである。このような意味での生命を本質的に「村」が有していたのであれば、その名称・区分が変動するのは当然であるといわなければならない。「村」をもって「領主の支配・徴納の都合によって、或程度便宜的に併合・区分のされた擬制的村落である」と規定することは、村を領主制の属性たる側面で指摘されたという点では正しいが、「村」の本来的生命を無視することではなからうか。むしろ「村」の成立意義の正しい発展的把握という意味からすると、この規定には飛躍があるし、ともすれば平安末期の「村」の意義をうすれさせるものではなからうかということである。換言すれば右の規定は「村」の属性を少しもしめしていないということである。成立期の「村」が畠地と不可分の関係にあって、その両者を結びつけている媒介物が私有化の概念であったため、在地領主制が完了していく場合（香取社領では十四・五世紀とみられる）、領主制の属性の側面たる支配・徴納の都合のよいように村が編成されてくるのは当然の理であるといわねばならない。したがって「村」の名称・区分の変動の原因とは、より正しくは、中世の村が古代の自然集落の系譜ではなく、可変的所有関係を内容とする私領主あるいは在地領主層によってつくられた擬制的村（落）であったためであるといえよう。

註（１）寛元元年九月廿五日附『鎌倉幕府下知状序』旧大禰宜家文書一九号。

（２）至徳二年十月四日附『大禰宜長房護状』旧大禰宜家文

古代末期の「村」と在地領主制（村川）

書一四九号。

（３）福田豊彦「封建的領主制形成の一過程」（安田元久編『日本封建制成立の諸前提』所収二九一～三頁）。

（４）旧案主家文書一号。

（５）旧案主家文書二号。

（６）香取文書纂六―一四頁。

（７）香取文書纂六―二九頁。

（８）清水三男『日本中世の村落』第三章。

（９）旧案主家文書七号。

（１０）旧大禰宜家文書四・五号。

（１１）福田氏前掲論文二九〇～一頁。

（１２）高島緑雄「中世における香取社領の村落」（『地方史研究』一一ノ一号）。尚本文で論じたいのは、高島氏が区分された後者の「村」外殻から村域が決定されない場合の「村」であるが、必ずしも氏の理解にも賛同し難いものがある。

（１３）永原慶二「日本封建制成立過程の研究」第二部第五論文、特に二二二頁。

（１４）福田氏前掲論文二九一頁。

（１５）旧大禰宜家文書三八号。

（１６）香取神宮文書四一号。

（１７）「大畠村」は嘉元二年の『大宮司実秀等連署和与状』に一連の村々とともに「所務等事」と記され、永享五年の『庭雍所役分配状』には「一大畠村分、奉行角案主、東樓門前より五丈東へ」とその役が定められている。両文書は

その性質上、耕地の種類を問題としていないからこの村が田畠地いづれとも定め難いが、しかし「検田帳」になく「検畠帳」だけにみられることからすれば畠地としての雑役収取対象として両文書において把握されていたものとして間違いない。尚、旧案主家文書には一五世紀の大畠村に関する耕地の検注取帳が三二通残っているが、これらは「大畠村水喰夏畠検注取帳」をはじめ全部が「検畠帳」であって「検田帳」は一つもみられない。

(18) 旧大禰宜家文書一二号。

(19) 旧大禰宜家文書一三号。

(20) 嘉元二年の『大宮司実秀等連署和乎状』では「燈油新所領相根二俣両村」とあり、永享五年の『庭雍所役分配状』には「一比次ハ^{二俣}丁古村分、奉行酒司、大禰宜殿御門ノ^{二俣}手洗ノ^{二俣}フリより^{二俣}ロマ」とある。

(21) 年月不詳『大禰宜真平讓状』(旧大禰宜家文書二二)にみる四至の「限北」には「限北太田吉原大畠堺」とあり、応保二年の『大禰宜実房讓状断簡』(前掲註(10)文書)の四至には「限北雨引堺・田多・吉原・大畠堺」とあると^(田太力)ころをみると「太田」は「多田」であろう。だとすると永享五年の『庭雍所役分配状』に「多田村分、奉行分飯司、五丈南岸ノ跡」とある「多田」は「田太」とみられよう。

(22) 前掲註(1)文書。

(23) 福田氏(前掲論文)は、香取社領における領主権の確立とは南北朝・室町期であることを明らかにされた。氏に

よれば、このように香取社領の在地領主制の確立が遅れた理由とは、神領支配が律令政府あるいは摂関家の保護を受け、神職の獲得・保持という形式によってのみ維持可能であったからであり、しかもその性格は鎌倉幕府が成立しても基本的には変らなかつたという点において論断されている。

二、「相伝の私領」について

平安初期以降の文書に「村」なる呼称が散見せられるようになることと、また中世の武家文書にそれが多く、寺社関係の荘園文書にそれが少い点を注目して、「村」を私領主の所領あるいは在地領主の支配と関連させて考察された清水三男氏によれば、「村」なる呼称はやがて荘園となるべき所領が私領主的状态にある時の呼称であり、「完全な国衙領であれば郷や里を以て呼び、完全な荘園領ならば荘保を以て呼ばれる」のに対して、「その中間にあたる時、村なる呼称が用いられた」と論断されたのである。このことは周知の事実である。氏の指摘はこれ以上には展開されていないが、私領主の所領あるいは在地領主の支配と関連せしめているという点できわめて注目に値するものである。また福田豊彦氏は、清水氏が右のように定式化された「村」を原則的に導入されながら香取社領の村を理解されたものではあるが、それにもかかわらず、「国衙領と私領主領と峻別される点については、少くとも東国に関する限り、清水氏の説には少々首肯し難いものを感じる」という。そしてその理由を、平安末期以降の私領主は

「一定の公認された得分以外の所当官物などを国衙に納める責任をもっていた」し、むしろ当時の「国衙領はこうした私領主領の集積として成り立っていた」からであるといわれる。⁽²⁾しかし私にいわせれば、清水氏の定式化は、所有関係からみた「完全な国衙領」と「完全な莊園領」とを設定・対立させ、両者の間に非律令的なもの、非莊園領的なものとしての「私領主領」を考え、私領主領の歴史的性格を媒介として原理的に「私領主領」を「村」に位置づけたものであって、原理論としての「完全な国衙領」「完全な莊園領」を想定されたのであるということである。したがって私領主あるいは在地領主の国衙との関係および寄進行為の事実を指摘することによって「私領主の不安定さ」を説き、「村」に結びついた私領主あるいは在地領主の歴史的性格の位置づけにまでその「不安定さ」が拡大される傾向には疑問をもたざるをえないのである。福田氏の場合、「私領主の不安定さ」を指摘されながらも、私領主あるいは在地領主の寄進行為を「本来的に相務契約の性格」と考えることによって右の傾向に陥ることは一応回避されているが、必ずしも判然とした形で解消されていないようである。ところで中田董氏の「私領」の規定以来、「私領」とは排他的な私的な所領であるという理解が行われてきたが、これに対して批判を展開された永原慶二氏の場合は、「不安定さ」という表現はともかくとして「在地領主の弱さ」⁽⁴⁾というかぎり右の傾向の代表的なものであるといえよう。だいたい「私領主の不安定さ」「在地領主の弱さ」⁽⁴⁾というものは、新しい階級として抬頭するものに対して、既存の権力者たちが直ちに彼ら

古代末期の「村」と在地領主制（村川）

を承認しないことと同じ原理の反映であり、彼らの性格を明らかにする概念としてはきわめて不適格なものといわねばならないのではなからうか。以下右の点に関連して私見をのべてみたい。

香取社領と関連ある在地領主として在庁官人で郡司である千葉氏がいる。周知のようにこの千葉氏の本拠は、平良文以来の所領であり、その子孫が代々相伝・継承し、常重・常胤二代に「加地子并下司職」を留保して皇太神宮に再度寄進された相馬御厨⁽¹⁾相馬郡布施郷である。この相馬御厨は、常胤の祖父常兼の時、その弟常時（晴）に伝えられたが、その当初「为国役不輸之地、令進退領掌」というから、すでにこの地は国役不輸の地であったことが判明する。また常兼の子常重が常時の養子となるにおよんで大治元年（一一二六）六月、彼常重に相伝されたのである。⁽⁵⁾この常重が神威を募らんがため大治五年（一一三〇）六月に皇太神宮にその所領を寄進するわけだが、その時の寄進状には「右件地、經繁之相伝私地也、進退領掌、敢無他妨」⁽⁶⁾といい、同新立券文にも「右件地、為先祖相伝所領、敢無他妨、而任処分文、進退之間、更無異論處」⁽⁷⁾とある。またこの時の口入神主荒木田延明なるものの起請文にも「右件地、彼国権介平経繁私地也」⁽⁸⁾とあり、この寄進を確認した国司庁宣にも「相馬郡經重相伝之^(私カ)地也」⁽⁹⁾と記されている。つまりこれらはいずれも同地が常重の「相伝の私地」⁽¹⁰⁾「私領」たることを明らかにしているのである。ところでさきの常重の寄進状には証文五通が副えられているが、その証文副えの目的に「右件文書等、若横人出、号地主有相論時、為証文所令進止也、後之^(ミカ)にも存此趣、可令沙汰之状如件」⁽¹⁰⁾としているところを

みると、右の国役不輸の地としての「相伝の私地」には代々地主職としての内容をそなえていたものらしい、このことは久安二年（一一四六）八月の常胤の寄進状にも「於地主職者、常重男常胤、保延元年二月伝領⁽¹¹⁾」とあることから理解できよう。したがって「加地子并下司職」を保留して寄進を行うということは、在庁官人で郡司であり、かつ地主としての常重がその自己の国役不輸の「相伝の私地」布施郷を寄進することであり、国衙との関係を断ち切り布施郷における既存の私的支配を合理化するためのものとみられるのである。このことは永原氏がいわれるように、私的支配⁽¹²⁾に得分の確保・増加を目的としたものであったであろう。

ところで常重の寄進の条件をみると、常重側ではただ「毎年田畠地利上分并土産鮭等」を備進するとしているのに対して、口入神主荒木田延明の請文には「任開作田数、毎年之勤田段別米壹斗伍升畠段別伍升、其外于鵠佰塩曳鮭佰尺可備進也」としている。すなわち常重の備進する「地利上分」とは「田段別壹斗伍升畠段別伍升」というかなり高率のものであった⁽¹³⁾。ともかくこうした条件のもとに一応常重の寄進は成立したが問題はその後すぐに起るのである。すなわち国司藤原親通が在任の時、公田における官物の末進があるとして常重が召籠められるという事件がそれである。この事件の原因である官物の末進ということは、さきの寄進状に「至田畠所当官物者、令退退当時領主給」とあることからしてみると、常重が自己の加地子から「地利上分」をだしたのではなく、従来国衙に上納していた官物を領主（荒木田延明）⁽¹⁴⁾の側に

か。してみると常重の寄進行為はかなり強行なものであったようである。ここで問題になるのは、このような強行な寄進行為が何故可能となったかということだが、それは常重が庁官人で郡司であり、かつ地主であったこと、また国役不輸とされる「相伝の私地」の掌握者であったという、いわば在地の現実的把握者としての実態を彼が完全にそなえていたということ以外には考えられないのである。彼の寄進行為の目的は「内心之祈念⁽¹⁵⁾」というものの、その内心とは「神威を仰いで永く（私）地を定めん⁽¹⁶⁾」がためのものであった。すなわち他者（特に国衙）の「相伝の私地」に対する干渉を排除し、自己の支配を永く定めようとしたものであって、いわば排他的な「私領」の完全支配を目的としていたのである。彼常重は神威を募ることができれば不輸不入権の獲得も可能であるとみたのかもしれない。そしてそのような考えを抱かせ実行させたのはやはり在地における彼の現実的実力以外にはありえない、そのような実력의力量があったればこそ公田における官物のふりかえというようなこともなしえたのである。

彼常重が「田段別壹斗伍升畠段別伍升」というかなり高率な「地利上分」を寄進の条件にした時、国衙へ提出した寄文にはただ「地利上分并土産鮭等」としてあたかも自己の加地子得分のうちより僅かな「地利上分」だけを納入する寄進であるかのように記して国司の確認をえることに成功したのであろう。この時の国司⁽¹⁷⁾国衙では、おそらく公田における官物が「地利上分」として皇太神宮に寄せられるとは知らずに庁宜を与えたのであろう。試みにこの時の国司庁宜を掲げると

庁宜 相馬郡司

可早任權介平經重寄文四至、以地利上分、為伊勢太神宮供祭料事、

右、得經重寄文称、相馬郡經重相伝之□地也、是為募神威、任傍例、永奉寄伊勢太神宮、以地利上分并土産鮭等、可奉備供祭物、至于司職者、以經重子孫、無相違可令相伝者、任寄文理、奉免如件、以宜、

大治五年十二月 日

守

領使權守藤朝臣⁽¹⁷⁾在判

となつてゐる。もしそうであればこの寄進はかなり意欲的かつ強行的なものであるといえよう。しかし彼のこの行為は、實際には国衙權力を輕んじ侮つていたことになる。現実にはすぐに公田における官物の未進という理由のもとに常重の召籠という事件となつたわけである。ともかくこのような強行かつ大胆な寄進行為が常重をして可能ならしめたのは、當時の一般的寄進傾向に便乗していたとはいへ、前述のように彼が在庁官人で郡司であり、かつ地主であつたこと、国役不輸とされる「相伝の私地」の掌握者であり、いわば在地の現実的把握の完成者であつたからであらう。

国司による召籠とか、高率の「地利上分」などの備進を条件に寄進をしたということは、彼の「不安定さ」や「限界」という理解よりも、本質的には權力Ⅱ階級斗争の一形態として理解すべきものではなからうか。⁽¹⁸⁾「不安定さ」や「限界」という性格規定は、むしろ在地における現実的支配が未確定な場合においてはじめて

用いられるものでなければなるまい。この意味では後述する鎌倉期までの香取社の領主制は「不安定さ」や「限界」をもつていたものとみられよう。

さて良文以来の「相伝の私地」相馬郡布施郷とは、まさに常重の時代には現実的に私有地化していたと推定してきたが、この「相伝の私地」をめぐつて安田元久氏は、この地が「国役不輸之地」であり、かつ常重が「加地子并下司職」を留保して寄進したことに合わせてみると、常重をして「在地における実質的な領主権」の定着した地であると理解されている。そしてそこから石母田正氏⁽¹⁹⁾がしめされた私営田領主から莊園の在地領主への発展の形態をもつ典型的な豪族的領主層としての千葉氏を指摘されたのである。すなわち在地における私営田経営の解体の中から生まれてくる中小地主層の武士団を組織化しその上に新たな領主制をうちたてたとみるのである。したがつてこのような在地領主層の性格規定についての基本的問題点とは、在地土豪層による私営田経営が「加地子并下司職」を主要な収取・支配権の内容に変化・移行してきた場合をどのように評価するかという点にあると思うのである。私は「加地子并下司職」を留保してなされる寄進という在地領主の行為とは、私営田経営を止揚した在地領主が自己の支配のおよぶ在地にある程度組織的に掌握してはじめて可能になる行為であるとみるし、それは支配における合法的な権力をつくりだそうとする場合において最も有効な方法として考えられたものであるとみたい。

ところで前節において、「村」というものが私有性の強い畠地

と結合して現われ、それは「私領」としての性格を本質的にそなえているがために、領主制の展開に伴いやがて田地・山林原野にも適用されていくとのべたのであるが、在地領主という新しい階級による在地支配が進行し、やがてその在地支配が組織的に完成していくという点において清水三男氏の所論⁽²⁰⁾の原理論が生かされねばならないと思うのである。かかる視角のもとにいままでみてきた千葉氏の「相伝の私地」についての性格をさらに補強してみよう。

在庁官人で郡司であり、かつ地主であった常重の「相伝の私地」相馬郡布施郷の四至は「限東蛟虹境、限西廻谷并東大路、限南志予多并手下水海、限北小阿高衣河流」というものであった。⁽²¹⁾

全体の四至の所定は困難だが、東葛飾郡我孫子町布施を中心基地にして、東限の「蛟虹」は茨城県北相馬郡文間村（現在の利根町）の地にあたるといわれ、また南限の「手下水海」は手賀沼であらうからその領域はかなりの広範囲なものであったとみられよう。しかも注目されることは、この地域の構成は、基本的にはいくつかの村および一色別符の地をもつて構成され、全体として一円支配を実現していたらしいことである。すなわち常重がその「相伝の私地」を寄進した折に副状とした証文五通のうちには、

「一枚布瀬郷内保村田畠在家海船等注文」⁽²²⁾「一枚国司庁宜布瀬墨埜為別符時免除雜公事案」というのがある。前者は布施郷内保村の所帯⁽²³⁾田畠在家海船等が一円に保村を単位として掌握されていることをしめし、後者は国司庁宜によって布施郷墨埜が別符の地となり雜公事の免除を承認されたことをしめしている。つまり墨

埜は一色別符の地となったことをしめしている如くである。したがってこの「相伝の私地」は、保村や墨埜のように地域的な収取・支配の個別的領有対象の村や一色別符の地の集合体としての性格を有していたということである。一方、香取社領でも遅ればせながら下級神官を組織し、その領主制が確定化する十四・五世紀になると、村は村役としてきわめて現実的な意味をもつようになるのであるが、いまだに下級神官を組織化しえずに古代的権威に繫結してのみその命脈の維持を行っていて基礎構造を組織的に掌握できなかった段階では、村も現実の意味をもちえなかった。例えば弘長元年（一二六一）十一月廿五日附の『葛原牧小野織幡地帳』⁽²⁴⁾にみる「小野」の二里「十二坪」「十三坪」では

六反内
一 反弥四郎
一 反徳力
二 反平太郎入道

十二と金丸一丁内
弓田

四反
一 反教門房
一 反弥次郎
一 反禰宜太郎
一 反源三郎

十三と金丸七反内

一 反三郎殿
二 反中太郎
一 反三郎太郎
二 反弥源次
一 反弥次郎

というように古代的条里制のもとに形骸化しつつある旧名（金丸名）を単位にしてしか把握されていないのである。つまり旧名である金丸名の耕地片にそれぞれ八名および五名の作人が分割請作をしているが、これは旧名（金丸名）の解体を意味すると同時

に、旧名（金丸名）に集約されるような内容をもっているということであり、結論的にいってこのことは、香取社領の収取・支配単位がこの期にいたっても古代的条里坪付のもとに旧名単位の耕地片（田地）の細胞群によっていたということでありその上に、「小野」（村）が生まれつつあったということの意味している。したがって社役収取・社領支配における単位としての村とはいまだに現実的意味において「小野」をもつて認め難いということである。かかる収取・支配単位の掌握方法の最大の理由は、香取社が古代的権威から脱しえず、在地領主制の未確定の段階にあったからであり、その意味では、まさに香取社の領主制は、「不安定」であり、「限界」としての性格を有していたといえる。したがってここにもみる高房里・織幡・小野（村）は、収取・支配の単位、個別領有の対象としての役割を果せなかったということはいうまでもないであろう。

以上のように、平安末期の千葉氏の「相伝の私地」における村あるいは一色別符の地は一円的なものとしてその収取・支配の個別領有対象の性格を有していたのに対して、香取社の場合、鎌倉中期になってもその村は古代的条里制の冠たるにすぎない段階にとどまっていたということがほぼ理解できたと思うのである。

そしてその両者の違いは、後者が在地領主制の未確定な段階にとどまっていたのに対して、前者がそれを完徹化させていたということの差異にあったとみられるということである。では次に千葉氏のような在地領主制の組織構造とはどのようなものであったかという点について考えてみたい。

古代末期の「村」と在地領主制（村川）

註

- (1) 清水三男『日本中世の村落』第三章。特に九〇、一一九、一二〇頁。
- (2) 福田豊彦「封建的領主制形成の一過程」（安田元久編『日本封建制成立の諸前提』所収二九三頁）。
- (3) 中田薫『法制史論集』二卷九七頁。
- (4) 永原慶二氏（『日本封建制成立過程の研究』第一部第一論第二章）は、五つの代表的な所領寄進Ⅱ寄進地系荘園の成立事例を展開されてその性格を「寄進地系荘園展開期における在地領主の弱きⅡ限界」（六〇頁）とされている。
- (5) 久安二年八月十日附『下総国平常胤寄進状』櫟本文書。
- (6) 大治五年六月十一日附『下総権介平経繁私領寄進状案』櫟本文書。
- (7) 右同掲文書。
- (8) 大治五年八月廿二日附『荒木田延明請文案』櫟本文書。
- (9) 大治五年十二月日附『下総国司庁宣案』櫟本文書。
- (10) 大治五年六月十一日附『下総権介平経繁副状』櫟本文書。
- (11) 前掲註(5)文書。
- (12) 水原氏前掲書五七頁。
- (13) 福田氏（前掲論文二九五頁）は、在地領主の寄進行為を相務契約的性格とされたが、その理由として領主側が、①寄進の悔返し権を有していたこと、②上分寄進Ⅱ「地利上分」の寄進が僅かであったこと、③在地支配の主導権が手許に残されていたこと等をあげておられるが、②の指摘

法政史学 第十九号

三二

について千葉氏の高率な「地利上分」をどのように考えられたか不明である。

(14) 久安二年の常胤の寄進状には、「於田畠所当官物者、致供祭上分之勤、令進退当時領主正富給」とある。また領

主正富は同じ寄進状の他のヶ所に「大治年中之比貢進太神宮御領之日、相副調度文書等、永令附属仮名荒木田正富先畢」とあるから荒木田延明のことであることが判明する

(前掲註(5)文書)。

(15) 前掲註(5)文書。

(16) 前掲註(6)文書。

(17) 前掲註(9)文書。

(18) 例えば現代において、「寄進」行為こそないが、人民の指導的部分が議會政治や統一戦線を重視することは、彼らの「不安定さ」や「限界」を意味するような性格上のものからくるものではない。それは歴史における権力階級斗争過程の一時点、一形態にしかならないのである。

(19) 安田元久「古代末期に於ける関東武士団」「武士発生史に関する覚書」(同氏編『日本封建制成立の諸前提』所収七二、九七頁)。

(20) 前掲註(6)文書。

(21) 『大日本地名辞書』

(22) 前掲註(10)文書。

(23) 例えば永享五年六月日附『庭雍所役分配状写』香取神宮文書四一号。文明十一年十二月二四日附『大禰宜胤房宛

行状』旧大禰宜家文書二二二二号。

(24) 旧案主家文書一号。

三、領主制の組織構造

古代末期においてすでに在地領主制を完微化している千葉氏の場合、その組織構造とはどのようなものであったであろうか。この点は直接的に千葉氏に関する具体的史料がないので決定的にのべることができないが、さきの香取社の未確定な領主制の構造を分析する中から間接的に考察してみたい。すでに鎌倉中期に至ってもその領主制の展開がみられないかぎり、香取社の支配する村は現実の意味をもたないということのみてきたが、そのことは平安末期の段階においてどのように現われているのだろうか。

香取社領の神官のうち大宮司職と並んで最も有力であったのは大禰宜職であるが、この職は一時中臣一族に奪われたことがあったが、総じて代々大中臣一族の直系が受け継いできたので、大中臣氏は大禰宜家ともいわれていた。⁽¹⁾平安末期にこの大禰宜家(職)を継いだのは大中臣実房であるが、彼は応保二年(一一六二)六月三日附で、今度は嫡子惟房に同家(職)およびその所領を譲ることになった。⁽²⁾いまその譲状の内容をしめすと左掲の通りである。

譲渡

大禰宜職金丸丸并葛原牧織幡村所々神田等譲状抄帳

在管

下総国香取神領大槻郷内
一、大禰宜職

惟房依為當時嫡子、任先例所讓与也、

一、処々神田

浅木葉參町參段 小見郷老町 木内郷田壹町 品壹町

千田庄内福田郷老町

一、末社大戸宮神主并社領知行同讓与

四至者、所被載宜旨并応宜也、(字)

一、葛原牧内織服村

四至限東海上郡木内郷 限南千田郡堺二重堀
限西相模堀小加酢渡戸 限北南引堀・田多・古原・大晶堀

一、金丸犬丸二名修里坪付

一条

一大貫里 十三南湖田三段 廿七大貫田三段 三上座里

六駒井田五段 七漆田五段 (略)

一、熟田

八条 一葛原里

五目支木田二段二百歩 僧能円立券 同里六圭田二百ハ

同人立券

一町内高総田二段 乱谷田八段 僧元生立券

七段三百歩内 三条二岐山里、廿池上田四反三百歩、五条二神蔵

安田二段 坪付 中臣吉員立券 十二高総田七段三百歩 郡司

判官代勘田立券 芝床田七段 判官代占部延晴立券 玉田

二段 金田一段 僧良算立券

一、村々名晶坪付 金丸犬丸

香取村

迫畠三段 姦畠六丁三段小 井上畠一丁

古代末期の「村」と在地領主制(村川)

大槻池上畠一丁 里井戸畠一丁 有支地 尻富畠三段

於支畠三段 迫上畠二段 一丁字辺込

一処 字大根地西方畠 窪井畠三段 大畠村五段字大蔵畠

同東方峰畠一所二段字久蒲畠三段 東ハ大井戸東ムクノ木、南脱

五段 畠云、西宮参道、北峯中 五段副祝松依立券 一町字余富

一丁五段 真郷畠六段、延晴家内 五段 六段氷屋畠三段

良算立券 五段 東ハ追小道、南垣、西 弘常并良従立券 山二所

字前支 牧野二所 字立佐、北中垣 二俣村五段字浜畠 新家村林六町二

所 各三 西佐山云 五代以後畠作 田太村二段 字下 吉原村一

丁又所 字麻島、所 津部五段小片山畠 新寺絶入畠加定

右件私領田畠并大禰宜職・大戸宮司・同社領等所々神田、前神

主大中臣惟房依為嫡子、相副本券并次第証文、所讓与也(略)、

右の史料についての説明は、すでに西岡虎之助・福田豊彦両氏

が詳細に行われているので重複をさけるためここではのべない

が、いま問題としたいのは「一、熟田」の項と「一、村々名晶坪

付 金丸犬丸」の項の部分である。まず「一、熟田」の項につい

てであるが、この熟田のはじめにみえる「八条 一葛原里」の条

里は、別項の「一、金丸犬丸二名修里坪付」の「八条 一葛原

里」に合致していることが判る。このような一致は「三条二岐

(鉾)山里」「五条二神蔵里」にもみられるものである。いまこ

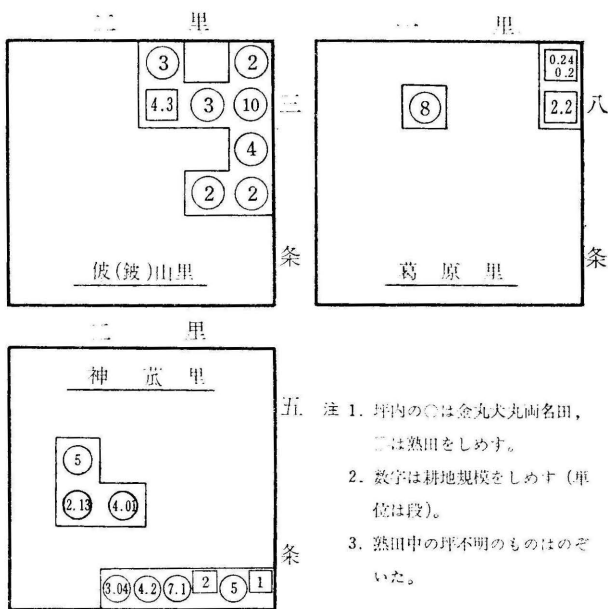
れらの熟田と金丸犬丸両名田との散在關係をみると次頁の表の如

くなる。

つまり熟田の所在地は、「坪付不知」があるとはいえ、原則的

には金丸犬丸両名田の所在する条里の坪内に存在していることが

認められるが、熟田とは口分田系統の名田である金丸犬丸両名の散在名田の間断を開墾してできた開墾田系統の田地のことであるから、金丸犬丸両名田とは統一しえない田地であり、両者の関係は全く対立したものであることが判るのである。しかも注意されることは、西岡・福田両氏もいわれるように、この熟田の所在地の里坪および田数の後に、それぞれ「僧能田」「僧元生」「仏相藤介」「中臣吉員」「郡司判官代菊田」「判官代延晴」「僧良算」



等の「立券」になることが明記されていることである。つまり彼らが香取社領内の大禰宜家所領内において開墾を行い「立券」をしたということだが、したがって熟田とは彼らの私領に属した田地であったわけである。この史料からは大禰宜家がこれらの立券者に対してどのような上分の要求をしたかあるいは要求しなかったか不明であるが、おそらく上分の要求はしてなかったのではあるまいか。史料上にそういう要求があったという事実はみられないことも右の推論の根拠の一つであるが、それは早くは九世紀の大政官符にみる「遂以開熟之人永為地主」⁽⁶⁾の規定にのっとり、旧来の土地所有者がいても、その開墾地の所有権を開墾者が主張できたということにもとづいた推定でもある⁽⁷⁾。ましてや福田氏がいわれるように立荘化されていない香取社領をもつてすればこの推定はほぼ可能となろう。であれば香取社領の内部には、こうした中小地主・私領主層がかなりいたことが理解できるのではあるまいか。この点は「一、村々名昌坪付 金丸犬丸」の項によっても補強されるであろう。すなわちここでも「副税松依」「延晴」「良算」「弘常并良従」等の「立券」がみえるし、特に「延晴」「良算」は「一、熟田」の項にもみられるから、彼らは開発領主としては一定の実力を有していたものと思われるのである。尚、西岡氏によれば「弘常并良従」とは千葉介広常とその郎従かもしれないと推測されている⁽⁸⁾。その真偽はともかくとして、郎従をもった武士的名主としての人物であったことは容易に考えられよう。つまりここにもみる立券者の性格は、官人・神官・僧侶・武士的名主等であって一般勤労農民の指導的立場にあった人物たちであり、彼

らは所領関係において必ずしも大禰宜家とは支配・隸属の關係にはなかつた私領主層として理解できるのである。⁽⁹⁾

また「一、村々名畠坪付 金丸大丸」の項には、「追畠三町」

「追畠三段」「追畠四段」というように「追(さこ) 畠」があるが、これは台地の侵蝕された部分の開墾になるものとみられよう。⁽¹⁰⁾ 木村礎・高島緑雄両氏の研究によると、当該地(小野・織幅)

には、下総台地に樹枝状に形成された谷戸田の耕地が展開しているということによつてもそのことは知られよう。この谷戸田というものは、元来辺境にみられる開墾系の田地であり、在地土豪層の私的性格を強くもつ耕地であつたのである。しかもこの項でさらに注目されるものとして、「御年代有垣地」「北ハ垣根」「延晴家内」「峯高居住」「南垣」「西北中垣」「堀辺地一所」等の「垣」「家内」「居住」「堀」がみえることである。周知のようにこれらの呼称は居屋敷あるいは屋敷地の延長たる園地ないし畠地をしめす語であるから、さきにもふれたようにここにみる畠地は私所有性の強い私領主の一根拠地の周辺に展開した開墾系の耕地であろう。したがつて私所有性の強い畠地からはじまる「村」の理解とともに、在地領主の展開とは、まさにこうした基地を中心として行われるものとみて間違ひないのではなからうか。⁽¹²⁾ 建永二年(一二〇七)かの地頭平胤通が、「往古神領相根郷号地頭堀内、打止檢注使令抑留有限所当官物已下苧桑麦地子等」⁽¹³⁾したと訴えられたように、檢注を受けない「地頭堀内」がその濫妨の根拠であつた如くである。

ところで福田氏は、右の開墾Ⅱ「立券」をめぐつて、「開墾」が

古代末期の「村」と在地領主制(村川)

特殊な有力者に限られているという一般農民の無力な段階」を規定され、さらに「一般農民の無力な段階」であるが故に「大禰宜家の農業経営からの分離は完成し得ない」とされた。⁽¹⁴⁾ しかし果して官人・神官・僧侶・武士的名主等の開墾Ⅱ「立券」とは「一般農民の無力な段階」を意味していることであらうか。結論的にいうと、私はこの勤勞農民に対する氏の規定には全く賛同できないのである。一般勤勞農民と思へないものが立券者として現われることは、まさに古代における内在的階級關係の一到達時点であり、すでに指摘したところであるが、立券者「延晴」には「延晴家内五段」「峯高居住西追畠四段」というように彼に保護・隸属していたとみられる勤勞農民がおり、彼の開墾Ⅱ「立券」とはこのような勤勞農民の勞働力に依つたことは明らかであらう。おそらくこうした勞働力なくして彼の開墾Ⅱ「立券」は不可能であつたのではなからうか。また平安末期に行われたものとみられる「二俣村五段」の開墾の折には、「右件所者、雖当神領内、三十〇年之間成牧之地、無段歩見畠而前神主大中臣知房募彼地□物、為進毎夜之御燈、概徴力、廻治術、又固堀垣、相語百姓等、可令耕作之田」⁽¹⁵⁾といわれている。大宮司職を織いだ知房は決して下級神官ではないが、その彼が「相語百姓等」として社領や公領その他の耕作者である勤勞農民の力をかりねば、御燈油祈を求めんための耕地の開墾および耕地の維持がでなかつたことを右の事実はしめしてはいないだらうか。大宮司職を継いだ知房のような上級神官が開墾に積極的になりだしているということは、彼がいまだに直接経営を行つていたようにもみられるが、逆に開墾・経営を行うに当つ

て人身的従属者の使役の慣用語である「召仕」うとは異なる「相語」うということは、彼が従来の直接経営とは違った方式をとらざるをえなかった側面を露呈したことになろう。最近の研究動向は、かかる開発労働力編成を工賃支給による有償労働の編成として理解されているが、おそらく一般的傾向としてはこの指摘は正しいであろう。しかしむしろここで私がのべたいのは、香取社における平安末から鎌倉期にかけての彼の戦の所有者が、ただ古代的「戦」の特権にすがりついていただけではその領主的発展が維持できるものではないにもかかわらず、社領の支配者はその時点に至っても基本的にはその「戦」の取得を一義的に考えていたということをお願いしたいのである。したがって大禰宜家の領主的支配が未貫徹なのは、決して「一般農民の無力な段階」のせいでもなければ「新開の都度国衙の承認を必要とする段階」にあったからでもないのである。むしろ問題は別のところにあったであろう。すなわち大禰宜家が古代的「戦」の上にあぐらをかいて、「立券」を行うような中小領主層をはじめ勤労農民一般を具体的かつ組織的に掌握していなかったということ、少なくともそういう方向になかったということこそ、大禰宜家をして領主制を貫徹できないことの最大のそして最も基本的な原因であるということである。確かに知房が「固堀垣」めて、その私的区画を設定したことは、また中世の労働力編成としての「相語百姓等」であつたとみれば、その行為は時流に順応したものとみられよう。しかし問題は、香取社領の支配階級においてそれをどこまで貫徹しえたかということである。「固堀垣」め「相語百姓等」って開墾・耕地の

維持を行った知房の場合とはちがくとしても、⁽¹⁸⁾実房が自立的な中小領主層に社領内の開墾Ⅱ「立券」を許したことは、彼が己れの力で己れの所領の開墾を組織的に行わず、ただ課役免除の特権を求めて社領の開墾にのりだしたにすぎないきわめて独立的な中小領主層をしかりと掌握できなかったということを意味し、それは換言すれば、基本的には彼が所領の取得権と結びついた古代的「戦」の上のみ自己の生命を實現化できると考えていたということである。このことはすでに西岡・福田両氏がのべられているように、約一世紀にもわたる中臣・大中臣両族の任期のある大官司職継承斗争過程によっても理解できるように、職の獲得のためには変節をも敢えて辞さない行為として典型的に展開していることによつてもうかがえるであろう。したがって彼らは、このままでは、古代国家王朝貴族階級の没落ととも自滅していく運命にあった筈であり、それは在地の勤労農民を現実的に把握して成長してくる田堵的な地主層と遊離して自己の私営田を没落させた私営田領主⁽⁹⁾のように、決して封建的な領主的支配を指向した姿ではなかったのである。その意味での危機は、十三世紀半になると、⁽²⁰⁾「所詮当社領十二郷其内九郷^(テ郷者カ)千葉介之領也、令進退地本之条」というように、香取社領を蚕食した在地の最も有力な土豪千葉氏によつて明確にされるのである。香取社領の支配者のこうした時期に領主的方向を歩んでいたのは、中小領主層として社領を開墾Ⅱ「立券」した「郡司判官代蒔田」「判官代占部延晴」等の国衙機構最末端の官人や「弘常并良従」のような武士的名主層において求めなければならないであろう。すなわち彼らは自立的な谷戸

田畠を経営しつつ個別的在家住人層を保護・隷属させながら、やがて一定地域の村を私領とするようになり、千葉氏のような豪族の領主のもとに組織化される階層であった。いわゆる『保元物語』にみる義朝の武力構成の一部をなした常胤の意味するところは、基本的には右のような官人・武士化した名主層等の在地の小領主層を組織しえたところの内容をしめすものであったろう⁽²¹⁾。そしてこのような豪族的領主層による中領主層の組織化が可能となった主要な要因は、石母田正氏が指摘されたように、基本的には古代律令国家体制の全般的施緩によって国衙・寺社の庄迫が当該地にあつては先進地域のように強く残存しえなかったところに求められるであろう。

註 (1) 『香取大宮司系図』続群書類従系図部。

(2) 『大禰宜実房讓狀断簡』旧大禰宜家文書四・五号。

(3) 西岡虎之助「坂東八ヶ国における武士領荘園の発達」

(同氏「荘園史の研究」下巻一所収五九三〜六〇八頁)。

(4) 福田豊彦「封建領主制形成の一過程」(安田元久編『日本封建制成立の諸前提』所収二八四〜八頁)。

(5) 高島緑雄「中世における香取社領の村落」(『地方史研究』一一ノ一号)は、社領の条里復元を行われている。

(6) 弘仁十年十一月五日および天長四年九月廿六日附『太政官符』(『類聚三代格』卷十六閑廢地事)。

(7) 大山喬平「日本中世の労働編成」(『日本史研究』五六号)。

(8) 西岡氏前掲書六〇八頁。

古代末期の「村」と在地領主制(村川)

(9) 福田氏(前掲論文二八八頁)は、これらの立券者をも

って小土豪と把握されて、「大禰宜家はこのような小土豪

の上に領主的支配を行っていた面もあったとい得る」と

のべられている。そしてその根拠として、これらの田畠地

が大禰宜家の名である金丸犬丸両名の内部に含まれた田畠

地であつて、立券者は金丸犬丸両名の従名であつたと考

えるところにある。しかし私にいわせれば、従名であろうと

なからうと開墾による開墾者の所有権の主張には一向に抵

触しないものと考えるので氏のようにには理解しない。ただ

問題になるのは、「立券」による私領を大禰宜家が認める

かどうかということであろう。すなわち大禰宜家所領の開

墾を承認するかどうかの問題である。ここでは国衙領とし

ての香取社領をしつかりと留意しておかねばなるまい。

(10) 永原慶二「中世村落の構造と領主制」(稲垣泰彦・永

原慶二編『中世の社会と経済』所収一五六〜八頁)。

(11) 木村礎・高島緑雄「香取社領における集落と耕地」

(『駿台史学』一三三)。

(12) この点については、戸田芳実・河音能平氏等のいわゆる

「私宅」の論理は極めて有効な提言とならう(戸田芳実「中

世の封建領主制」岩波講座『日本歴史』六卷中世二参照)。

(13) 建永二年十月日附「関白前左大臣家政所下文書」旧大

禰宜家文書一二号。

(14) 福田氏前掲論文二八八頁。尚、氏はここで大禰宜家の

領主的支配が未貫徹な原因を直接経営とともに「新開の都

度国衙の承認を必要とした段階」ということをあげられている。しかし国衙領であれば、その開墾にあたって国衙の承認をえるのは当然であつて、それは領主制の貫徹とは直接的に関係のないことである。むしろ大彌宜家の領主的支配の未貫徹な原因は別のところにある。

(15) 年月不詳『二侯村荒野開墾免許状断簡』旧源太祝家文書一二号。

(16) 戸田芳実「中世の封建領主制」(岩波講座『日本歴史』六卷中世二、二三八頁)参照。

(17) 大山氏前掲論文参照。

(18) 知房の事業はどのへんまで貫かれたか不明であるが、前掲註(1)によれば、彼は安元元年(一一七五)八月に香取官司に補せられた人物で大中臣真房の次男であり大彌宜職を継いだ惟房の弟である。おそらく大官司職を継承した後の彼の領主的発展はのぞめないのではなからうか。

(19) 福田氏自身、かかる中小領主(小土豪)層の大彌宜家への関係を、「彼らがこのような関係に入ったということは、金丸犬丸が神田の系譜をひき、……課役免除の特権をもっていたため、この一部とすることによって利益を得たのである。大彌宜家の隷属民の独立化を考える必然性はない」(前掲論文二八九頁)とのべられているように、経営面において自立している中小領主層の利益追及こそ、彼らをして大彌宜家領に結びつけているにすぎない点に留意する必要がある。

(20) 寛元元年九月廿五日附『鎌倉幕府下知状写』旧大彌宜家文書一九号。

(21) 石母田正『中世的世界の形成』特に第一章第三節参照。

(22) 安田元久氏(『古代末期に於ける関東武士団』同氏編『日本封建制成立の諸前提』所収三八～九、六四～九頁)

は、『保元物語』にみる義朝の武力構成をめぐって上下総両国(広常・常胤)の性格を考えられ、他の諸国では複数の武士団が義朝軍に参加しているのに対して、この両国だけが単数(上総い広常、下総い常胤)によって在地の多くの中小武士団が組織化されたため、これらの中小武士団が表面に現われなかったと推定された。これに対して豊田武氏(『武士と村落』一三頁)は、武蔵・相模の情勢を勘案されながら、『保元物語』の上下総両国に中小武士団がみられないからといって、両国が広常や常胤に統一されていたとは考えられないとのべている。しかし豊田氏の場合は、その具体的検証がなされていないので、ここでは『保元物語』の表現を分析された安田氏の説にしたがいたい。

尚『保元物語』の記載を過大に評価して広常や常胤を「一

国領主」に指定することはどうかと思う。

むすびに

古代末期における香取社領を代表する大彌宜家所領の田地は、古代的な条里坪付をもって表示し、それは伝統的な金丸犬丸両名

によつて統一されていた。しかしながらこの所領内の田地に対して、きわめて私有性の強い畠地は「村」をもつて称呼され田地とは明確に区別をされていた。私有性の強い畠地が「村」と呼ばれて古代的な条里制に位置づけられなかつたかぎり、「村」の変遷は必然なものとなる。すなわち「村」が私的所有関係を内容としているのであれば、私的所有関係の展開を意味する在地領主制の発展に伴い、「村」の呼称が田地にも適用されるようになるし、さらには山林原野をも包含する一定の広がりをもつ地域にも用いられるようになるということである。この段階になると「村」は古代的な郷里制の地域的範疇と同じ実体を有するようになったことを意味する。ただ異なる点は、私的所有関係の本質を有するかどうかという点である。したがつて在地領主制の展開に伴つて「村」の名称・区分も、彼らの支配・徴納の都合のよいように組みかえられてくる。その意味からいふと、中世期の史料上に現われる「村」は、可変的所有関係を内容とする私領主あるいは在地領主によつてつくられた擬制的村（落）であつたといえよう。それ故に、私領主あるいは在地領主はその自己の「相伝の私領」を完掌する過程で「村」の冠を支配地（「私領」）に附すようになる。したがつて本来的に「村」は「私領」は排他的性格を伴っているといえよう。いわゆる権門寺社への「私領」寄進とは、私領主あるいは在地領主層がもつ「私領」の排他的性格を合理的に貫くための一行爲であつて、「私領」の本質としての排他性をとりのぞいては考えられないものである。国衙権力から独立し、その排他性を法的に確立するために自己の「相伝の私領」を皇太神宮領となした下総権介平重重の如きは、まさに私的所有関係にある排他的な「村」に「私領」の集合体を上分寄進によつて名実ともに確立しようとい意図したものであつた。

ところが右の千葉氏の動向に比して、香取社（大禰宜家領）の場合では、その「私領」における排他性はあまり貫くことができなかった。香取社領の支配権は、本来古代的「職」に附属した権

限であつて、所領支配は古代的「職」を取得することによつてはじめて可能となる。したがつて香取社の最高支配権たる大宮司・大禰宜両職の代々の継承者は、所領支配といふことより「職」の獲得・保持を自己の主要課題としていた。このため鎌倉中期に至つても社領内の「村」（「職」継承者の支配する「村」）は現実的性格にとほしく、どちらかといへば、「村」の本来の性格が所領支配の面で生かされることがなかつたのである。だから所領内における中小領主層の私的所有関係が谷戸田畠の経営を中核にして「村」をもつて独自の展開しているにもかかわらず、彼らを排除することは勿論のこと、彼らを組織化し、自己を在地領主としての姿体にもで高めることはできなかったのである。一方、独自の社領内を開墾しつゝ、個別的勤労農民をその支配下に吸収していく中小領主層は、やがて千葉氏のような家族的領主層によつてその封建的機構の内部に組織化されていくのである。

歴史における勤労人民は社会の基礎部門にあつて、こつこつと労働し歴史をつくつていく。「中世が農村から出発した」といわれる時、わが国では班田農民の分解の中から成長してくる在地領主層が、勤労農民をどのように掌握し、どのようにして自らの封建的支配組織をつくり上げていくかが問われるのであるが、古代的「職」の中にもあつた香取社の領主制は、基本的に右の命題に反しており、彼らが真の在地領主制の軌道に自己をのせるには、その古代的「職」の權威とは別に、右の問いに積極的に取り組まねばならないのである。まさに香取社でこのことに気づいたのは鎌倉中期のことであつて、南北朝以降本格的にこの自己課題を追及するようになる。小稿では、香取社の右の展望とともに鎌倉から室町期の社領の基礎構造をのべるつもりであつたが、この点については紙幅の関係で別稿を用意したい。

尚、本論は福田豊彦氏の業績に拠るところが多いにもかかわらず、同氏への疑問点を中心にすえていく。もし誤解があればお許し頂きたい。